

江府町告示第31号

平成22年6月4日

江府町長 竹内敏朗

第4回江府町議会定例会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 平成22年6月14日

2、場 所 江府町役場議場

○開会日に応招した議員

宇田川 潔

川 上 富 夫

越 峠 恵美子

日野尾 優

上 原 二 郎

長 岡 邦 一

田 中 幹 啓

川 端 雄 勇

森 田 智

○応招しなかった議員

な し

第4回 江府町議会定例会会議録（第1日）

平成22年6月14日（月曜日）

議事日程

平成22年6月14日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 報告第1号 平成21年度鳥取県日野郡江府町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第5 報告第2号 平成21年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第6 報告第3号 平成21年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第7 報告第4号 平成21年度鳥取県日野郡江府町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第8 議案第47号 専決処分した事項の承認について（江府町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第9 議案第48号 専決処分した事項の承認について（江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第10 議案第49号 専決処分した事項の承認について（平成21年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第9号））
- 日程第11 議案第50号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第12 議案第51号 鳥取県日野地区連携・共同協議会の設置に関する協議について
- 日程第13 議案第52号 江府町父子年金等支給条例の廃止について
- 日程第14 議案第53号 江府町索道事業基金条例の制定について
- 日程第15 議案第54号 江府町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第55号 江府町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第56号 江府町山村開発センター設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第57号 江府町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正について

- 日程第19 議案第58号 平成22年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第59号 平成22年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第60号 平成22年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第61号 平成22年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第62号 平成22年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 陳情書の処理について

出席議員（9名）

1番 宇田川 潔	2番 川 上 富 夫	4番 越 峠 恵美子
5番 日野尾 優	6番 上 原 二 郎	7番 長 岡 邦 一
8番 田 中 幹 啓	9番 川 端 雄 勇	10番 森 田 智

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 ————— 梅 林 茂 樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 ————— 竹 内 敏 朗	副町長 ————— 宮 本 正 啓
教育長 ————— 藤 原 成 雄	総務課長 ————— 影 山 久 志
企画政策課長 ————— 矢 下 慎 二	町民生活課長 ————— 西 田 哲
福祉保健課長 ————— 本 高 善 久	農林産業課長 ————— 瀬 島 明 正
建設課長 ————— 太 田 厚	教育振興課長 ————— 山 川 浩 市
農林産業課長参事 ————— 大 田 敏 朗	

午前10時15分開会

○議長（越峠 恵美子君） おはようございます。本日の欠席通告はございません。全員出席であります。

これより、平成22年第4回江府町議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、配布のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、今期定例会に出席を求めた者は、お手元に配布した報告書のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（越峠 恵美子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において、1番、宇田川潔議員、2番、川上富夫議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（越峠 恵美子君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

過般、議会運営委員会が開かれ審議された結果、議会運営委員長からお手元に配布のとおり答申を受けたので、お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より6月17日までの4日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（越峠 恵美子君） ご異議なしと認めます。よって、会期は4日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（越峠 恵美子君） 日程第3、諸般の報告を行います。初めに、議長報告を行います。3月議会以降の議会活動については、お手元に配布しました議会活動報告、議員派遣の報告のとおりであり、説明を省略しご覧いただくこととご了承願います。

また、監査委員から各月の例月出納検査の結果報告書が、議長の手元に提出されております。各月の例月出納検査結果報告書の詳細については、事務局の方でご覧願います。

続いて、町長報告を行います。町長からの報告事項がありましたら、この際報告をしていただきます。

○町長（竹内 敏朗君） 議長。

○議長（越峠 恵美子君） 竹内町長。

○町長（竹内 敏朗君） 3月定例議会以降の行政報告につきましては、お手元に行政報告各課別をお配りいたしております。これによりまして、主な事業につきましてのみご報告させていただきます。

おはぐり頂きまして、1ページでございます。県・市町村「連携・共同事務検討協議会」、4月14日、日野町総合事務所におきまして、鳥取県と日野郡三町が協議を行ってきたところでございます。

本議会に規約案を提案させていただいておりますので、宜しく願い申し上げます。

また、本年度の区長会を4月22日に開催し、平成22年度予算及び財政状況並びに行政の主要施策について説明し、意見交換を行ったところであります。区長さん方には今年、22年度1年間お世話になることをお願い申し上げたところでございます。

次に選挙関係でございます。6月2日、定時登録が行われたところでございます。登録者数3,022人。男性1,390人、女性1,632人ということでございます。

おはぐり頂きまして、3ページでございます。税務関係では、区長会と同様、納税組合長さんに大変お世話になりますが、納税組合長会議を4月16日に開催し、39名に納付方法等の説明を行ったところでございます。税の収集につきまして、また納付につきましてのご協力を要請いたしましたところでございます。

一番下になりますが、交通に関しまして、平成22年度江府町交通安全対策協議会総会が開催されたところでございます。従前は、交通安全母の会、交通安全指導員連絡協議会、それぞれ諸団体が別々でございましたけども、この度一本に統一いたしまして、江府町では交通安全対策協議会として立ち上げがなされたところでございます。今後の交通安全の、啓発、啓蒙等お力を出していただけるものと存じます。

4ページでございます。保健関係でございますが、健康推進委員会、各集落から選んでいただいております、健康推進委員さんの会を開かせていただいております。元気で明るい、一番の健康が元でございます。各集落でのご尽力をお願い申し上げたところでございます。

次に5ページ、福祉関係でございます。かねてより4月1日、開所の予定をしておりました、江府町福祉事務所の開所式を行ったところでございます。これから、江府町の福祉について身近なところで対応できるように職員体制も今後、より充実していかなければならないと考えておるところでございます。

併せて高齢者買物困難地域支援事業に関する農林水産省の視察がございました。ご承知のようにあいきょうさんの方、農林水産省の補助金を得ながらひまわりのミニひまわり、小ひまわりを導入されております。その検査とあわせて農林省、本省の方からおいで頂き、私も面談をし、買物困難地域緊急支援事業について聞き取り等と併せて、現状の意見交換を行ったところでございます。

6 ページでございます。農業振興。本年度の目玉事業と言いますか、にこにこ事業を設定しておりますけれども、第一弾といたしまして「日本一の笑顔チャレンジ事業」。江府小学校の子どもさんによります、田植え等の事業を実施していただきまして、報道関係にも発表いただいたところでございます。併せてにこにこ事業につきましては、順次、事業準備が出来ましてから対応して参りたいと思っております。

次に中山間地域等直接支払制度、新しい制度がいよいよ本年から始まりました。これにつきまして、各集落、各協議会に説明をいたしたところでございまして、昨年24協定が前段の事業では結ばれておりましたが、これを少しでも伸ばしていきたいということで、特に生産調整の義務付けがなくなっておりますので、より一層の協同体が出来ることを願いまして説明会の開催をさせていただきました。同じく新しい制度で、戸別所得補償制度の説明会を行ったところでございます。

先般、各集落におきまして、お世話の方がそれぞれ加入申込書等を配布しながら取りまとめをされているところでございます。新しい制度でございますが、なんとか順調に事務的にも農家の皆さん方の理解も進めばいいなと考えておるところでございます。

7 ページにつきましては、それぞれ道路関係、全国大会、中国大会等ございまして、私も極力、江府道路のこともございますので、出席をさせて頂いたところでございます。東京出張等させて頂いたところでございます。

その他8ページ以降教育委員会が載っておりますけれども、特段ご説明はいたしませんのでご覧頂きたいと思っております。

以上で行政報告を終わらせて頂きます。

○議長（越峠 恵美子君） 以上で報告が終わりましたので、ご質問があればお受けいたします。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（越峠 恵美子君） ないので、日程第3、諸般の報告は終わります。

日程第4 報告第1号 から 日程第7 報告第4号

○議長（越峠 恵美子君） 日程第4、報告第1号、平成21年度鳥取県日野郡江府町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第7、報告第4号、平成21年度鳥取県日野郡江府町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてまで、以上4件を一括議題とします。町長から報告をお願いします。

○町長（竹内 敏朗君） 議長。

○議長（越峠 恵美子君） 竹内町長。

○町長（竹内 敏朗君） 報告第1号、平成21年度鳥取県日野郡江府町一般会計繰越明許費繰越計算書について。本報告は、平成21年度において実施予定でありました、「経済危機対策臨時交付金事業」他7事業、8億9,405万3,000円を平成22年度で実施することといたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告いたすものであります。

報告第2号、平成21年度鳥取県日野郡江府町簡易水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。本報告は、平成21年度において実施予定でありました柿原水源改良事業、繰越額4,330万円、中央監視装置設置事業、繰越額2,290万円を平成22年度で実施することといたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告いたすものであります。

報告第3号、平成21年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。本報告は、平成21年度において実施予定でありました農業集落排水施設修繕事業 繰越額354万2,000円、美用地区農業集落排水事業、繰越額1,821万円を平成22年度で実施することといたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告いたすものであります。

報告第4号、平成21年度鳥取県日野郡江府町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について。本報告は、平成21年度において実施予定でありました特定環境保全公共下水道施設修繕事業、繰越額397万円を平成22年度で実施することといたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により議会に報告いたすものであります。

以上、報告第1号から第4号までの4件の繰越計算書のご報告を申し上げます。以上でございます。

○議長（越峠 恵美子君） 続きまして順次、所管課長より詳細説明を求めます。矢下企画政策課長。

○企画政策課長（矢下 慎二君） 報告第1号、平成21年度鳥取県日野郡江府町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。1枚、おはぐり下さい。繰越いたしました事業は、平成21年度の経済危機対策臨時交付金事業他7件の事業でございます。事業費総額9億8,408

万9,000円。その内、8億9,405万3,000円を平成22年度に繰越して事業を行うものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（越峠 恵美子君） 建設課長、太田厚君。

○建設課長（太田 厚君） 報告第2号、平成21年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。おはぐりいただきまして、平成21年度鳥取県日野郡江府町簡易水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書、款、水道事業費、項、水道施設整備費でございますけれども、事業名、柿原水源地整備事業4,330万円、中央監視装置設置事業2,290万円を22年度に繰り越すものでございます。

続きまして報告第3号、平成21年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。おはぐり頂きまして、平成21年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書。款5、総務費、項5、総務管理費、事業名は農業集落排水施設修繕事業でございます。354万2,000円でございますが、内容は、川筋処理場修繕工事81万円、俣野処理場ポンプ修繕工事59万円、貝田処理場制御盤の修繕工事214万2,000円を22年度に繰り越すものでございます。それから、款10、農業集落排水事業費、項5、農業集落排水施設整備費、事業名は美用地区農業集落排水事業。処理場と管路の2工区でございますが、1,821万円を繰り越すものでございます。

続きまして、報告第4号、平成21年度鳥取県日野郡江府町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明申し上げます。おはぐり頂きまして、平成21年度鳥取県日野郡江府町特定環境保全公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書でございますが、款5、総務費、項5、総務管理費、事業名は、特定環境保全公共下水道施設修繕事業でございますけれども、397万円を繰り越すものでございますが、これは佐川処理場修繕工事費でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（越峠 恵美子君） 以上、詳細説明が終了いたしました。日程第4、報告第1号から日程第7、報告第4号までの4件は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告のみであります。この際質疑があれば行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（越峠 恵美子君） ないので質疑を終結します。以上、4件の報告は終了いたします。

日程第8 議案第47号 から 日程第23 議案第62号

○議長（越峠 恵美子君） 日程第8、議案第47号、専決処分した事項の承認について（江府町税

条例の一部を改正する条例) から日程第 2 3、議案第62号、平成22年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)まで、以上6 議案を一括議題とします。

町長から、提案理由の説明を求めます。

○町長(竹内 敏朗君) 議長。

○議長(越峠 恵美子君) 竹内町長。

○町長(竹内 敏朗君) 専決処分した事項について。議案第 4 7号から議案第49号につきましては、緊急を要し、議会を召集する時間的余裕がないため、地方自治法第179 条第 1 項の規定により専決処分いたしましたので、同条第 3 項の規定により議会に報告いたします。

議案第47号、専決処分した事項の承認について(江府町税条例の一部を改正する条例)。本案は、地方税法等の一部を改正する法律等が平成22年 4 月 1 日から施行されたことに準拠し、年少扶養控除(16歳未満)の廃止に伴ない、個人の町民税に係る給与所得者と公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出、たばこ税の税率等所要の改正をいたしましたものであります。

議案第48号、専決処分した事項の承認について(江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)。本案は、平成22年度国民健康保険税の税額決定にあたり、江府町国民健康保険運営協議会に上程し、ご承認を得ましたので、所要の改正をいたしましたものであります。

議案第49号、専決処分した事項の承認について(平成21年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算(第9号))。本案は、既定の歳入歳出総額に歳入歳出それぞれ513 万8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 4 1 億5,293 万円といたしました。補正いたしました主な内容は、歳入につきましては、地方交付税6,679 万1,000 円の増額。国庫補助金734 万7,000 円の増額。基金繰入金6,900 万円の減額。

歳出につきましては、総務費45万7,000 円の増額。予備費468 万1,000 円の増額。以上により補正予算を編成いたしました。

議案第50号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。本案は、江府町御机・下蚊屋辺地において、公共的施設の総合整備計画を変更するものであり、このたび県との協議が終了いたしましたので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3 条第 1 項の規定により議会の議決を得たく提案いたすものであります。

議案第51号、鳥取県日野地区連携・共同協議会の設置に関する協議について。本案は、日野郡の区域における行政サービスの維持、向上や効率的な行政運営を促進するとともに、共通する諸課題の解決のため、鳥取県並びに日野郡日南町、日野町及び江府町が協議により規約を定め、法定協議会を設置することについて、地方自治法第252 条の2 第3 項の規定により議会の議決を得

たく提案いたすものであります。

議案第52号、江府町父子年金等支給条例の廃止について。本案は、昭和53年度から本町独自の施策として実施してまいりましたが、本年8月から児童扶養手当に父子家庭も対象となることにより本条例を廃止いたすものであります。地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものであります。

議案第53号、江府町索道事業基金条例の制定について。本案は、索道事業関係施設の維持・向上を目的とした基金の設立のために、条例を制定いたすものであります。地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものであります。

議案第54号、江府町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、急速な少子化に対応し、男女がともに家庭生活における責任を担いつつ、仕事と生活の調和を図れる勤務環境を整備するため、配偶者が育児休業をしている職員についても育児休業を取得できることや、子の出生から一定期間内に、男性職員が最初の育児休業をした場合は、再度の育児休業を取得することができることなど、所要の改正を行うため本条例の一部を改正いたすものであります。地方自治法第91条第1項第1号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものであります。

議案第55号、江府町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の配偶者の就業の状況等にかかわらず、育児のため早出遅出勤務及び超過勤務の制限をすることができることや、3歳に満たない子のある職員が養育のため請求した場合には、超過勤務をさせてはならないことなど、所要の改正を行うため本条例の一部を改正いたすものであります。地方自治法第91条第1項第1号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものであります。

議案第56号、江府町山村開発センター設置及び管理に関する条例の一部改正について。本案は、江府町山村開発センターの改修に伴い、使用できる会議室が減少したことにより、所要の改正を行うため本条例の一部を改正いたすものであります。地方自治法第91条第1項第1号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものであります。

議案第57号、江府町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例について。本案は、深山口古屋敷地区飲料水供給施設が集落管理から町管理に移行することから、当該施設の水道料金を改正するもので、第26条関係の別表第2を改正いたすものです。

議案第58号、平成22年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）について。本案は、平成22年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額にそれぞれ4,263万1,000円を追加し、歳入

歳出予算の総額をそれぞれ31億7,663万1,000円といたすものであります。

補正いたします主な内容は、歳出につきましては、議会費357万1,000円の減額、総務費1,316万1,000円の増額、民生費1,266万4,000円の増額。衛生費258万9,000円の減額。労働費91万3,000円の増額。農林水産業費1,224万2,000円の増額。商工費34万7,000円額。土木費252万5,000円の増額。教育費693万9,000円の増額。

歳入につきましては、国庫支出金2,398万円の増額。県支出金537万8,000円の増額。繰越金1,305万8,000円の増額。諸収入1万5,000円の増額。以上により補正予算を編成いたしました。

議案第59号、平成22年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ126万円を追加し、予算総額4億182万6,000円といたすものであります。補正いたします主な内容は、歳入におきまして、出産育児一時金の財源として国庫補助金のお産育児一時金10万円を増額するとともに前年度繰越金の一部116万円を増額いたすものであります。

また、歳出におきまして、出産該当者が転入などにより増加したため、今後の出産見込みを含めて3件分の126万円を増額いたすものであります。

議案第60号、平成22年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ194万円を追加し、予算総額4億,454万2,000円といたすものであります。補正いたします主な内容は、歳入におきまして、精算により過年度分の介護給付費交付金87万5,000円を増額するとともに介護保険認定調査員の賃金に係る一般会計繰入金106万5,000円を増額いたすものであります。

また、歳出におきましては介護保険認定調査員があたる認定調査件数の増加等に伴い賃金等106万5,000円を増額するとともに精算により地域支援事業支援交付金等69万2,000円償還するために増額いたすものであります。

議案第62号、平成22年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ75万円を追加し、予算総額を2億2,496万2,000円といたすものであります。補正いたす主な内容は、歳出につきましては、美用地区農業集落排水事業に係る需用費255万円の減、工事請負費325万円の増額です。

歳入につきましては、美用地区農業集落排水事業を村づくり交付金事業で実施しておりますが、今年度から、工事雑費、事務費が補助対象にならなくなった事から、県支出金45万円を減額、一般会計繰入金164万5,000円を増額、町債40万円を減額いたすものであります。

以上、補正予算5議案につきまして、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決

を得たく提案いたすものであります。

なお、内容の詳細につきましては、主管課長より説明いたさせますのでお聞き取りの上、ご審議、ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（越峠 恵美子君） 日程に従い、議案第47号から議案第62号まで、順次、主管課長より、議案の詳細説明を求めます。

町民生活課長、西田哲君。

○町民生活課長（西田 哲君） 議案第47号、専決処分した事項の承認について、ご説明申し上げます。2枚おはぐりいただきたいと思います。江府町税条例の一部を改正する条例。右側が改正前、左側が改正後であります。2枚おはぐり頂きたいと思います。3ページをお願いいたします。第36条の3の2、個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族申告書。平成24年度から年少扶養控除の廃止に伴い、住民税独自の仕組みとして非課税限度額制度が設けられており、この非課税限度額の判定に扶養親族の数が用いられているため、引き続き年少扶養親族も含めた扶養親族の情報を把握するための条文であります。1枚おはぐり頂きたいと思います。4ページの下から3行目ですけど、第36条の3の3、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書。第36条の3の3も同じく、公的年金等受給者から扶養親族申告書を提出していただくものであります。13ページをお願いしたいと思います。第95条、たばこ税の税率。本年10月1日から1,000本につき3,298円を4,618円といたすものであります。同じく13ページですけど10月1日から1,000本あたり1,564円を2,190円といたすものであります。次に14ページをお願いします。非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例。平成24年度から実施されます上場株式等に係る税率の20%本則税率化に併せ、平成24年度から26年度までの間に金融商品取引業者等の営業所の長を経由して税務署長に届け出た口座内の上場株式等の配当所得及び譲渡所得については、当該非課税口座を開設した日の属する年の1月1日から10年以内に限り、非課税とするものです。

15ページをお願いしたいと思います。第20条の4以降は、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に読み替えるものであります。

18ページをお願いしたいと思います。附則といたしまして、第1条、この条例は、公布の日から施行し、平成22年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するものであります。

議案第48号、専決処分した事項の承認についてご説明いたします。2枚おはぐり下さい。江府町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。右側が改正前、左側が改正後であります。第2条

の2。課税額であります。医療分の課税限度額を47万円から50万円に引き上げるものであります。1枚おはぐり頂きたいと思っております。続きまして、後期高齢者支援金等課税限度額を12万円から13万円とするものであります。次に15条、国民健康保険税の減額であります。医療分の課税限度額を47万円を50万円に、後期高齢者支援金等課税限度額を12万円から13万円とするものであります。1枚おはぐり頂きたいと思っております。3ページの15条の2。特例対象被保険者等に係る国民健康保険の課税の特例。会社の倒産、リストラ等で退職された方の給与所得を100分の30と見なし計算し、国保税を課税するものです。1枚おはぐり頂まして、4ページをお願いします。第16条の2、特例対象被保険者等に係る申告。15条の2で、100分の30で課税するのに当たりまして、該当の方から申告書を提出して頂く条文であります。5ページをお願いします。13の条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例であります。附則13以降は税条例と同じく、「租税条約」を「租税条約等」に読み替えるものであります。8ページをお願いしたいと思っております。附則といたしまして、この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第13項及び第14項の改正規定については、平成22年6月1日から施行するものであります。適用区分といたしまして、改正後の江府町国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものです。ご審議、ご承認賜りますようよろしくお願い致します。

○議長（越峠 恵美子君） 企画政策課長、矢下慎二君。

○企画政策課長（矢下 慎二君） 失礼します。議案第49号、専決処分した事項の承認について（平成21年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第9号））について、ご説明いたします。2枚おはぐり下さい。本案は、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったものでございます。歳入歳出のそれぞれ513万8,000円を追加し、歳入歳出、総額それぞれ41億5,293万円といたしたものであります。1枚おはぐり頂きたいと思っております。歳入でございますけれども、50番の地方交付税、特別地方交付税6,679万1,000円の増額といたしました。70番、国庫支出金、国庫補助金でございます。734万7,000円の増額を行いました。特別交付税、国庫補助金の増額に伴いまして、90番の繰入金、財政調整基金からの繰り入れを予定しておりましたものを6,900万円の減額をいたしまして、調整を行ったものでございます。1枚おはぐり下さい。歳出のほうでございますけれども、総務費として45万7,000円の増額でございます。きめ細やかな臨時交付金事業の道路工事請負費に充てております。予備費として、468万1,000円の増額をいたしました。また、3ページ、繰越明許費補正ということで、土木費、道路橋梁費、小江尾道路拡幅工事といたしまして156万9,000円の繰越明許費を補正いたしましたものでございます。

続きまして、議案第50号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明いたします。1枚おはぐり下さい。本案は、平成20年度から平成22年度までの辺地計画に農業集落排水事業、美用地区の事業を追加いたすものでございます。事業量は、管路工延長線720m、事業費1億500万円を予定いたしております。当事業の一般財源5,460万円の内、2,730万円を辺地債で見込む計画でございます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（越峠 恵美子君） 総務課長、影山久志君。

○総務課長（影山 久志君） 議案第51号、鳥取県日野地区連携・共同協議会の設置に関する協議についてご説明申し上げます。1枚おはぐり頂きたいと思っております。こちらのほうに鳥取県日野地区連携・共同協議会規約案を付けております。この規約案に基づきまして、法定協議会を設置することにつきまして、協議させていただくものでございます。先ず、第1条におきまして目的といたしまして、この協議会は鳥取県並びに日野郡日南町、日野町及び江府町が、事務を連携して管理し、及び共同で執行することなどにより、日野郡の区域における行政サービスの維持、向上や効率的な行政運営を促進するとともに、日野郡の区域に共通する諸課題の解決に寄与することを目的とするものでございます。この協議会で担任する主な事務でございますが、一つには日野郡内の障がい者雇用に関する事務、その他、母子保健分野における発達支援に関する事務、消費者を対象とした悪質な訪問販売の防止等に向けた取組に関する事務、消費者行政に関する関係機関との連携に関する事務、日野郡三町におきまして事務用品等の共同発注に関する事務とするものでございます。またその他協議会の目的を達成するために必要な事務、あるいは共同連携に関しまして今後必要な事務協議等を進めるものでございますし、また関係団体との役割なり権限移譲についても協議するものでございます。第6条におきまして、組織といたしまして協議会の構成、第7条におきまして会長といたしまして関係団体の長から関係団体の長が協議して定めた者を充てると規定してございますし、第8条のほうで委員といたしまして会長以外の関係団体の長をもって充てると規定してございます。第3章におきましては、協議会の会議、第4章におきましては幹事会の設置、第5章におきましては専門部会、第19条におきましては住民参画とそれぞれお付けいたしておりますので、ご覧頂きたいと思っております。はぐって頂きまして、規約の5枚目でございますが、附則といたしまして施行期日でございますが、この規約は、関係団体の長が協議により定める日から施行するというものでございますので、本議会におきまして議決いただいた後に関係団体の長によりまして執行日を定めるというものでございます。執行日を定めた場合につきましては、関係団体の議会に報告することを規定しております。以上ご審議、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（越峠 恵美子君） 町民生活課長、西田哲君。

○町民生活課長（西田 哲君） 議案第52号、江府町父子年金等支給条例の廃止についてご説明いたします。1枚おはぐり頂きたいと思います。昭和53年度から本町独自の施策として実施してまいりましたが、本年8月から児童扶養手当に父子家庭も対象となることにより、廃止いたすものであります。附則といたしまして、この条例は平成22年8月1日から施行いたすものであります。ご審議、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（越峠 恵美子君） 農林産業課長、瀬島明正君。

○農林産業課長（瀬島 明正君） 失礼いたします。議案第53号、江府町索道事業基金条例の制定についてご説明いたします。1枚おはぐり下さいませ。本案は、索道事業関係施設の維持、向上を目的とした基金の設立のため条例を制定するものであります。第1条、この条例は地方自治法第241条第1項の規定に基づき、江府町索道事業基金の設置及び管理に関する事項を定めることを目的とするとうたっております。第2条、設置におきまして、索道関係施設等の維持、向上を目的とする江府町索道事業基金を設置する。第3条、積立につきましては、毎年度基金として積み立てる額は、当該年度の江府町索道事業特別会計歳入歳出予算に定める額とするというふうにしております。第4条で管理の方法、第5条で運用益金の処理、第6条におきまして繰替運用、第7条におきまして基金の処分、基金の処分につきましては、基金は設置目的の財源に充てる場合に限り、その全部または一部を処分することができるとなっております。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するということで、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（越峠 恵美子君） 総務課長、影山久志君。

○総務課長（影山 久志君） 失礼いたします。議案第54号、江府町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。1枚おはぐり頂きたいと思います。江府町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をお付けしております。これは地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正によりまして、条例の一部を改正するものでございます。下のほうに左手が改正後、右が改正前でご覧頂きたいと思います。第2条におきまして、職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況に関わりなく、育児休業をするよう規定するものであります。1枚おはぐり頂きたいと思います。第2条の2でございしますが、最初の育児休業を子の出生から57日間以内でとれば、特別事情がなくても再度育児休業がとれるよう規定するものでございます。第3条、このページの中程でございしますが、第3条の第4号をご覧頂きたいと思います。第4号におきまして、職員が育児休業等計画書を提出して最初の育児休業をした場合、

後3 ヶ月以上経過した場合には再度の育児休業をとることができるよう規定するものでございます。おはぐり頂きまして、改正後の第9 条、次のページの10条、その次のページの13条につきましては、先程育児休業に関する規定の変更をいたしました。これと同じ理由によりまして育児短時間勤務に関する規定についてそれぞれ準用し、改正するものでございます。それと第18条のほうをご覧くださいと思います。下のほうに6 と数字をうっておりますが、部分休業することができない職員を規定するものでございますが、育児短時間勤務をしている職員等を除きまして小学校就学前の子を養育するため、一日の勤務時間の一部を勤務しないことを承認できることとするものであります。

1 枚おはぐり頂きまして、最後の附則といたしまして、この条例は、平成22年6 月30日より施行するものでございますし、経過措置といたしまして、この条例の改正前の日に育児休業の計画したものについては、改正後の育児休業の計画とみなすということで経過措置を定めたものでございます。

続きまして、議案第5 5号、江府町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。1 枚おはぐり頂きたいと思います。江府町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をお付けしておりますが、これも地方公務員育児休暇等に関する法律の一部改正に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。下のほうに左改正後、右改正前で表をお付けしておりますが、第8 条の2 の第1 項におきまして、育児又は介護を行うため早出遅出勤務をさせることのできる職員を規定するものでございます。又、第2 項におきましては、要介護者を介護する職員に第1 項の規定を準用するものでございます。1 枚おはぐり頂きたいと思います。

中ほど第8 条の3、第2 項でございますが、3 歳に満たない子のある職員が請求した場合は、時間外勤務をさせないことを規定するものでございますし、第3 項におきましては、小学校就学前の子のある職員の時間外勤務の時間数を1 ヶ月24時間、1 年間150 時間と制限するものでございます。2 枚おはぐり頂きまして、附則でございますが、施行期日といたしましてこの条例は、平成22年6 月30日から施行する。ただし、次項の規定は交付の日から施行するということで、2 項におきまして経過措置を定めてございますが、これは早出遅出勤務又は時間外勤務の制限について施行日以降を開始日とする請求であれば、執行日前においてもこれらの請求を行うことができるよう規定するものでございます。

1 枚おはぐり頂きまして、議案第5 6号、江府町山村開発センター設置及び管理に関する条例の一部改正についてご説明いたします。1 枚おはぐり頂きたいと思います。江府町山村開発セン

ター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をお付けしておりますが、江府町山村開発センターの施設改修に伴いまして会議室が減少いたしましたので、この条例の一部を改正するものでございます。左改正後、右が改正前でございますが、農林技術研究室、生活改善室の2室がなくなりましたので、改正後、大集会室と小会議室の2室に変更、改正するものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上ご審議、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（越峠 恵美子君） 建設課長、太田厚君。

○建設課長（太田 厚君） 議案第57号、江府町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。1枚おはぐり頂きまして、江府町簡易水道等施設の設置及び給水に関する条例の一部を改正する条例でございますが、本案は、深山口古屋敷尿水供給施設が町直営管理に移行することから、第26条関係別表第2、料金の表を改正するものでございます。改正前、改正後の下線を引いた部分を見ていただきますと、改正前は深山口古屋敷の施設は基本料金が10立方メートルまで510円、超過料金が1立方メートル増す毎に50円となっておりますが、改正後は町直営水道と同じ料金にするものでございます。附則としまして、この条例は平成22年7月1日から施行する。ご審議、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（越峠 恵美子君） 企画政策課長、矢下慎二君。

○企画政策課長（矢下 慎二君） 議案第58号、平成22年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。本案は規定の予算に歳入歳出それぞれ4,263万1,000円を追加し、予算総額歳入歳出それぞれ31億7,663万1,000円といたすものでございます。

1枚おはぐり頂きたいと思っております。歳入でございます。70番、国庫支出金、国庫補助金2,398万円の増額でございます。主なものは、地上デジタル放送受信施設の支援事業補助金、そして介護施設の改修補助金でございます。続きまして75番、県支出金537万8,000円の増額でございます。

主なものといたしまして、県費の地上デジタル放送受信施設の支援助成金、園庭コミュニティ事業補助金、児童支援事業補助金、地域コミュニティビジネス支援事業の県費補助金、学力向上支援プロジェクト推進事業補助金等でございます。95番、繰越金でございます。1,305万8,000円の増額といたしております。トータル4,263万1,000円の歳入増を見込んでおります。

1枚おはぐり頂きたいと思っております。歳出でございます。5番、議会費でございますけれども、357万1,000円の減額でございます。10パーセントのカット分でございます。10番、総務費でございますが、1,316万1,000円の増額でございます。これは、人事異動に伴います、人件費の組替え

1,408万7,000円の減と地上デジタル放送分のNHK受信共聴等国庫補助金を受けて助成する分の2,517万3,000円の計上でございます。続きまして15番、民生費1,266万4,000円の増額でございます。主なものは、これも人件費の異動分690万の増、介護保険特別会計繰出金106万5,000円、介護施設スプリンクラーの助成でございます、291万6,000円でございます。20番、衛生費258万9,000円の減でございます。これは、人事異動に伴います人件費の減705万3,000円。そして県からの保健師さんの派遣負担金490万8,000円でございます。30番、農林水産業費、1,224万2,000円の増額でございます。これも4月の人事異動に伴います人件費944万9,000円、その他地域コミュニティービジネス支援、農業集落排水特別会計繰出金164万5,000円等の増額でございます。続きまして40番、土木費でございます。252万5,000円の増額でございます。主なものは、町道柿原線倒木除去委託料180万円、町道関係の物件移転補償費等でございます。続きまして、50番、教育費でございます。693万9,000円の増額でございます。主なものとしたしましては、学力向上強化指導員の賃金、サマースクール研修費、学習教材等の増額でございます。その他プールポンプの修繕費、中学校30人学級負担金497万円7万円でございます。以下事項別明細書を付けておりますので、ご覧頂きましてご審議、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（越峠 恵美子君） 福祉保健課長、本高善久君。

○福祉保健課長（本高 善久君） 議案第59号、平成22年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）についてご説明いたします。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ126万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億182万6,000円といたすものでございます。1枚おはぐり頂きまして、歳入におきます主な補正の内容は、70番、国庫支出金、10番、国庫補助金、補正額10万円。補正後の額を3,160万2,000円とするものでございます。これは出産一時金の補助金として今後の出産見込み等を含めまして、当初からいたしますと5件組んでおりますが、1件当たり2万円の国庫補助があるために10万円を増額いたすものでございます。95番、繰越金、5番、繰越金、116万円を増額いたしまして2,918万3,000円といたすものでございます。これは、出産一時金の財源として繰越金の一部を予算計上いたすものでございます。

おはぐり頂きまして2ページです。歳出でございますが、主な内容でございます。10番、保険給付費、20番、出産育児諸費、補正額126万円を増額いたしまして、210万円といたすものでございます。これは先程ご説明いたしましたが、転入等によります出産該当者の増加と今後の見込みを含めまして3件分、1件分42万円となります。合わせまして当初見込み5件分ということに

なりますが、3件分126万円をみておるところでございます。以後、事項別明細書を添付いたしておりますので、ご覧頂きましてご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第60号、平成22年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ194万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億4,542万1,000円といたすものでございます。1枚おはぐり頂きまして、歳入におきます主な内容でございますが、10番、支払基金交付金、5番、支払基金交付金、87万5,000円を増額いたしまして1億2,740万2,000円といたすものでございます。これは、過年度分の精算によりまして介護給付費交付金が交付されるために増額いたすものでございます。

続きまして90番、繰入金、5番、一般会計繰入金、106万5,000円補正額でございますが、増額いたしまして6,645万2,000円といたすものでございます。これは、介護保険の認定調査員の賃金に伴います事務費の一般会計からの繰入を増額いたすものでございます。

おはぐり頂きまして、歳出におきまして主な内容は、5番、総務費、15番、介護認定審査会費、106万5,000円を増額いたしまして525万8,000円といたすものでございます。これは、介護保険の認定調査員の賃金等の事務費が増額するものでございまして、介護認定の詳細な調査が必要となったこと、また調査件数の増加に伴いまして、調査員の雇用日数等増加いたすために増額いたすものでございます。30番、諸支出金、5番、償還金及び還付加算金でございます。69万2,000円を増額いたしまして69万3,000円といたすものでございます。これは過年度分の精算等に伴いまして、支払基金の地域支援事業交付金の償還をいたすために増額するものでございます。以後、事項別明細書を添付いたしておりますので、ご覧頂きましてご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（越峠 恵美子君） 農林産業課長、瀬島明正君。

○農林産業課長（瀬島 明正君） 失礼いたします。議案第61号、平成22年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2,304万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,048万8,000円といたすものでございます。

1枚おはぐりくださいませ。補正いたします内容につきまして、先ず歳入でございます。繰越金2,304万8,000円を増額で、2,744万8,000円といたすものでございます。これは、前年度繰越金の確定によるものでございます。はぐって頂きまして、歳出でございますけども先ず、索道

管理費といたしまして、1,347万9,000円の増額いたしまして7,984万7,000円。それから予備費といたしまして、956万9,000円の増額で、1,064万1,000円といたすものでございます。なお、索道管理費の内訳といたしましては、共済費労働保険料でございますが、3万4000円の増、これは労働保険料の率の改定により増額いたすものでございます。修繕料に244万5,000円増額。これは圧雪車2台でございますが、ゲレンデ用の草刈機、第1リフトの修繕等のために500万円を増額いたすものでございます。それから積立金1,100万円。これは、先ほど申し上げました江府町索道基金積立金といたしまして新たに計上いたすものでございます。以下、事項別明細書を添付いたしておりますので、ご覧頂きましてご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（越峠 恵美子君） 建設課長、太田厚君。

○建設課長（太田 厚君） 議案第62号、平成22年度鳥取県日野郡江府町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。本案は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ75万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,496万2,000円といたすものでございます。

おはぐり頂きまして、第1表歳入歳出予算補正でございますが、現在美用地区農業集落排水事業を村づくり交付金事業で実施しておりますが、本年度から工事雑費事務費が補助対象にならなくなったことから、予算の見直しを行うものでございます。補助対象事業費として見込んでいた事務費等、工事費に振り替え最低限必要な事務費を残すものでございます。補正いたします主な内容は、歳入につきましては款75、県支出金、項5、県補助金、45万円減額し4,500万円にいたすものでございます。款90、繰入金、項5、繰入金でございますが、164万5,000円を増額し8,581万7,000円にいたすものでございます。款105、町債、項5、町債でございますが、40万円減額して7,020万円にいたすものでございます。1枚おはぐり頂きまして、款10、農業集落排水事業費、項5、農業集落排水施設整備費でございますけども、内容は需用費、消耗品費を255万円減額し、工事請負費を325万円増額いたすものでございます。第2表地方債補正ですが、補正前は下水道事業費を7,060万円といたしておりましたが、補正後は7,020万円といたすものでございます。美用地区が辺地地域に編入されたことから、美用地区の施設整備事業分として辺地対策事業債の限度額を2,730万円、下水道事業債の限度額を4,290万円といたすものでございます。以下、事項別明細書を添付いたしておりますので、ご覧頂きましてご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（越峠 恵美子君） 以上、提案理由説明が終了いたしました。

日程第 2 4 陳情書の処理について

○議長（越峠 恵美子君） 日程第 2 4、陳情書の処理についてを議題といたします。

受理した陳情書は、お手元に配りました陳情文書表のとおりです。

おはかりいたします。受理第 4 号、受理第 5 号、受理第 6 号、受理第 7 号の 4 件は、総務経済常任委員会に付託し、受理第 8 号の 1 件は、教育民生常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（越峠 恵美子君） ご異議なしと認めます。よって、受理第 4 号、受理第 5 号、受理第 6 号、受理第 7 号の 4 件は、総務経済常任委員会に、受理第 8 号の 1 件は、教育民生常任委員会に付託することに決しました。

会期中の審査をお願いします。

○議長（越峠 恵美子君） 以上で、本日の議事日程は、全部終了しました。

これをもって、散会とします。どうもご苦労様でした。

午前 11 時 32 分散会
